なんでもインフォ 2022. 8



発 行　株式会社昭和土木設計
岩手県矢巾町流通センター南４丁目１番23号　Tel 019-638-6834　Fax 019-638-6389

～『盛土規制法』について～

◆ はじめに

去る５月 20 日、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下、「盛土規制法」という。）が成立しました。

そこで今回は、「盛土規制法」の背景、法律の概要、今後の予定について、若干の整理をしてみます。

◆ 法改正の背景

令和３年７月３日 10 時 30 分頃に静岡県熱海市伊豆山逢初川（あいぞめがわ）で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したこと（死者 26 人、行方不明者１人）。危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること 等。

◆ 盛土規制法の概要 [1)]

(1)スキマのない規制（図１参照）

①【規制区域】

都道府県知事等（政令市、中核市を含む）が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定

②【規制対象】

農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象とする

(2)盛土等の安全の確保

①【許可基準】

盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定

②【中間検査、完了検査】

許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、ア）施工状況の定期報告、イ）施行中の中間検査、ウ）工事完了時の完了検査を実施

(3)責任の所在の明確化

①【管理責任】

盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化

②【監督処分】

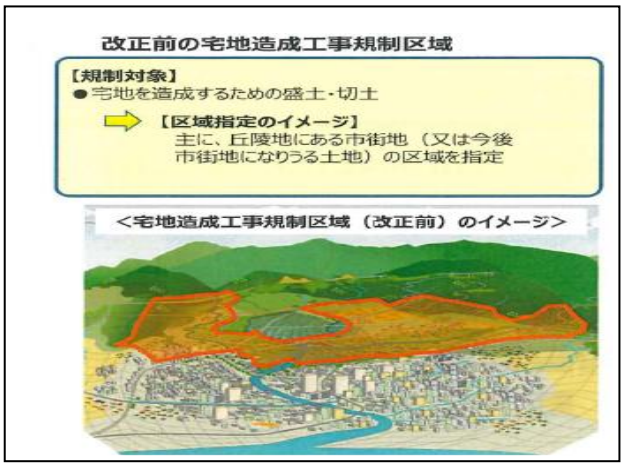
災害防止のため必要なときは、土地所有者だけでなく、原因行為者に対しても是正措置を命令できることとする

(4)実効性のある罰則の措置

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等の対する罰則について、条例による罰則の上限（懲役２年以下、罰金 100 万円以下）より高い水準に強化

・個人は３年以下の懲役または１千万円以下の罰金

・法人には最高額３億円の罰金を科す



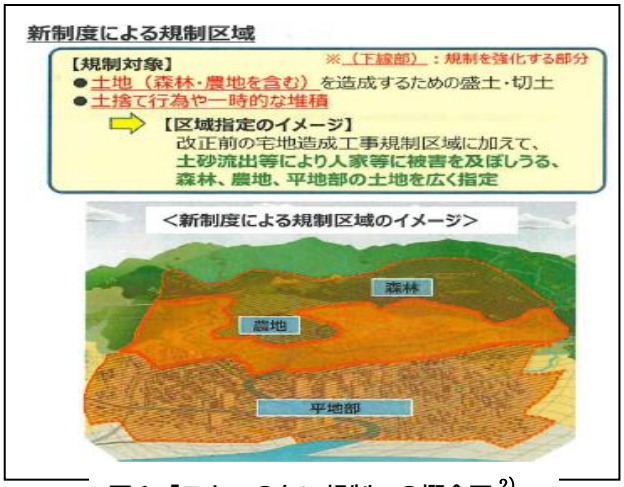


図１「スキマのない規制」の概念図 [2)]

◆ 今後の予定 [3)]

・盛土規制法を共管する国土交通省と農林水産省は６月 15 日、実務を担う自治体向けの指針策定などに関する有識者検討会（地盤工学などの専門家や自治体の防災担当者ら 16 人で構成）の初会合を開催した。

・検討会は９月を目途に、区域指定の前提となる基礎調査方法を盛り込んだ「実施要領案」と、造成の可否を判断する「技術基準案」を定める政令案を取りまとめる。

・盛土規制法は来年５月頃に施行し、それから５年以内に全国での規制区域指定完了を目指すとされています。

〈参考とした主な資料〉

1）国土交通省都市局：「宅地造成等規制法の一部を改正する法律案」（盛土規制法）を閣議決定,令和４年３月１日

2）国土交通省・農林水産省：宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第 55 号）について

3）岩手日報紙：2022 年５月 21 日、2022 年６月 16 日

株式会社 昭和土木設計の紹介

弊社は，道路・河川・橋梁等の計画・設計，GIS，IT ソリューション等の業務を行っております．

”なんでもインフォ“のバックナンバーについては https://showacd.co.jp をご覧ください．